

切手を貼付  
ください。

8 0 5 - 8 7 9 9

(住所不要) 日本郵便株式会社 八幡郵便局 私書箱 第1号

## 和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期) 申請受付係 宛

(申請者 記載欄)

申請者住所 〒

申請者氏名

- 簡易書留や特定郵便など追跡ができる郵送方法でお送りください。
- レターパックで送付の場合は上記宛先を転記の上、送付ください。(宅配便などは受付不可)

# 和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期) 申請書類一式

この書類は、和歌山県からの要請により、令和4年2月5日から2月27日まで、また、その延長として令和4年2月28日から3月6日までの間、継続して営業時間短縮要請にご協力いただいた和歌山県内において飲食店等を運営する事業者の方が協力金を受給するために必要な申請書類です。

なお、申請に当たっては、次の注意事項を必ずお読みください。

- 1 協力金の虚偽申請や不正受給は犯罪です。軽い気持ちで虚偽申請や不正受給を行い、それが判明した場合、事業者名等を公表するとともに、警察へ通報します。
- 2 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合には、協力金の支給決定を取り消し、協力金の全額返還を求めるとともに、加算金を徴収します。
- 3 本要請期間中に、対象店舗の営業時間短縮等の取組に係る見回り調査の結果により、時間短縮の実態がないなど、要請内容に協力いただいていない場合には、仮に申請があっても協力金は支給できません。
- 4 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いします。その際、確認のための連絡がとれない場合や必要書類が提出されない場合、また、申請内容の不備が指定する期間内に解消しなかった場合等については、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなします。